

児童手当現況届は6月中に提出を

児童手当は保護者からの申請に基づき支給されます。また、手当を受けている方は現況届の提出が必要となりますので、お早めに手続きをしてください。

児童手当の支給対象

中学校3年生までの児童（15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。

児童手当支給額(月額)

支給対象児童		支給額(1人につき)
3歳未満	出生順位に関わらず	15,000円
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	出生順位に関わらず	10,000円

※受給者の前年所得が一定額以上の場合、児童の年齢等に関わらず、支給額は児童一人当たり月額5,000円の特例給付となります。



手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月分から支給されます。支給月は毎年2月・6月・10月の3回で、それぞれの前月分までを支給します。

現況届に必要なもの

- ① 現況届
(受給中の方には郵送されます。)
- ② 被保険者証の写し
(請求者が被用者(会社員など)の場合)
- ③ 所得証明書
(平成29年1月1日に横芝光町に住所がなかった方)

申請

出生、転入等により新たに手当を受ける対象となった方は、請求手続きをしてください。

☎ **健康こども課こども班**
(82) 3400

後期高齢者医療

歯科口腔健康診査(歯科健診)を受診しましょう

千葉県後期高齢者医療広域連合では、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持・改善することを目的に、平成28年度に75歳となった被保険者の方を対象に、歯科健診を実施します。

と き

6月1日(木)～

10月31日(火)

対象者

昭和16年4月2日～17年

4月1日生まれの方

費用

歯科健診の窓口負担はありません。

※健診後の治療は有料です。

健診項目

◆ 口腔診査

・ 歯と歯肉の状況(虫歯、歯肉の炎症、噛み合わせ等)

・ 口腔機能の状況(舌の動き、物を飲み込む力等)

◆ 口腔衛生指導

・ 虫歯、歯周疾患の予防法等

受診方法

対象者には、町から緑色の案内通知(受診票)を送付しますので、希望する方は、健診協力医療機関に直

接予約し、受診してください。

必要なもの

・ 後期高齢者医療被保険者証
・ 受診票

対象医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

※案内通知に、町内と近隣市町協力医療機関の一覧を同封します。その他の医療機関は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

問 千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課

☎ 043(216)5013

住民課国保年金班

☎ (84) 1214



蓮沼ウォーターガーデン 夏季アルバイト 募集

勤務時間

7月8日(土)～

9月18日(月・祝)

※シフトによる

応募資格

高校生以上60歳位まで

給与(時給)

・ 高校生 880円

・ 一般(専門学生以上) 900円

※経験、能力等を考慮し決定します。

面接日

5月27日(土)

28日(日)

6月3日(土)

4日(日)

※午前10時～正午、午後1時～3時の都合のよい日

必要書類

履歴書(写真添付)

☎ **蓮沼海浜公園管理事務所**
0475(86)3171